

I 子ども総合センター 概要

- 1 子ども総合センターの相談体制
- 2 沿革
- 3 子ども総合センターの職員構成

1 子ども総合センターの相談体制

北九州市では、平成14年10月に保健福祉局「児童相談所」、教育委員会「少年相談センター」、教育委員会「教育センター教育相談室」の3組織を統合し、保健福祉局（平成19年10月15日に子ども家庭局に改編）「子ども総合センター」を開設しました。保健・福祉・教育の統合による総合的専門的支援体制を目指しています。

子ども総合センター

児童相談所

- ◆機能
 - ・児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関
- ◆対象者
 - ・18歳未満の児童（児童福祉法上の児童）
- ◆相談内容
 - ・子どもの養護、虐待、保健、障害、非行、性格行動、不登校等の相談
- ◆業務
 - ・児童に関するあらゆる相談に応じる。
 - ・専門的な角度から総合的に調査、診断、判定し、児童の処遇を行う。
 - ・障害程度の認定
 - ・児童の一時保護
 - ・施設入所や里親委託等の措置

少年の健全育成活動

- ・非行相談連絡会議
- ・啓発活動
- ・環境浄化活動
- ・補導活動

24時間子ども相談ホットライン

- ◆機能
 - ・24時間365日体制の電話相談窓口
- ◆相談内容
 - ・虐待・いじめ・不登校等子どもの悩み、保護者の子育ての悩み、児童虐待の緊急対応等様々な相談

※令和4年4月より、各少年支援室の適応指導教室の機能は、教育支援室として教育委員会に移管されました。少年の健全育成活動は、引き続き子ども総合センターでも実施します。

2 沿革

- 昭和23年12月 『福岡県八幡児童相談所』設置（八幡市役所児童課内）
- 昭和24年 4月 八幡市築地町八幡製鉄所東妙見寮へ移転（一時保護所併設）
- 昭和26年 7月 八幡市大字尾倉1883-9へ移転（北九州盲学校の一部を借用）
- 昭和29年 1月 「手をつなぐ一日里親の会」発足
- 昭和38年 4月 北九州市発足に伴い、『北九州市児童相談所』設置
八幡児童相談所が県より市に委嘱 管轄区域が北九州市となる
- 昭和42年 4月 「三歳児検診業務」開始
- 昭和44年 9月 児童相談所改築（八幡区尾倉3丁目4-36）A級児童相談所となる
- 昭和44年10月 「三歳児精密検診業務」開始 市内全保健所へ出張判定
- 昭和45年 8月 「北九州市一日里親の会」発足
- 昭和52年 6月 小倉北区田町14-24に『北九州市立少年相談センター』を設置
- 昭和53年 5月 八幡西区相生町19-1（八幡西市民センター内）に『北九州市立少年相談センター分室』を設置
- 昭和53年 9月 「北九州市里親会」発足
- 昭和54年 7月 北九州市立少年相談センター及び分室組織変更し、分室を廃止するとともに、『東少年相談室』及び『西少年相談室』を設置
- 昭和54年12月 西少年相談室を八幡西区相生町から八幡西区藤田4丁目1-1（黒崎公民館内）に移転
- 昭和55年 4月 『北九州市立教育センター』開所
- 昭和56年 4月 小倉南区若園5丁目1-5に『北九州市立少年相談センター東少年相談室分室』設置
- 昭和58年 4月 北九州市立少年相談センターの組織を変更し、東少年相談室分室を廃止するとともに、『南少年相談室』設置
- 昭和61年 4月 「いじめナイトテレホン」（591-0110）設置（東少年相談室内）
- 平成 2年11月 適応指導教室（ふれあい教室）開設
- 平成 3年 8月 「不登校児童宿泊等指導事業」開始
- 平成 6年 4月 「いじめナイトテレホン」を「ヤングナイトテレホン」と名称変更
- 平成 7年 7月 「ヤングナイトテレホン」を「いじめ110番」と名称変更
- 平成 8年 8月 「北九州市児童虐待防止事業」開始
- 平成10年 5月 北九州市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会設置
- 平成11年 4月 『足立教育相談室』開設
- 平成11年 9月 足立教育相談室、適応指導教室（こもれび教室）開設
- 平成13年 5月 相談係を再編（1係制⇒2係制）
- 平成13年 7月 「いじめ110番」を「子どもホットライン」と名称変更し、電話相談時間を24時までとする
- 平成14年 2月 Eメール相談の受付を開始
- 平成14年 4月 児童虐待防止担当ラインを設置

平成14年10月	「児童相談所」「少年相談センター」「教育センター教育相談室」の3所を統合し、『子ども総合センター』を開設（戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた内） 通所施設として「東少年相談室」を『かなだ少年支援室』、「南少年相談室」を『わかぞの少年支援室』、「西少年相談室」を『くろさき少年支援室』、「教育相談室」を『あいおい少年支援室』、「足立教育相談室」を『あだち少年支援室』と改める
平成14年10月	「24時間子ども相談ホットライン」（881-4152）開設（社会福祉法人・北九州いのちの電話へ委託）
平成15年 4月	里親支援担当ラインを新設
平成16年 9月	「家族のためのペアレントトレーニング事業」開始
平成17年 4月	「24時間子ども相談ホットライン事業」を直営化 「北九州市要保護児童対策地域協議会」設置
平成17年 7月	くろさき少年支援室移転 八幡西区相生町19-1（八幡西生涯学習センター内）
平成19年 4月	区役所子ども・家庭相談担当係長を児童虐待防止担当係長に兼務
平成19年10月	子ども家庭局子ども総合センターとなる
平成22年 4月	非行相談担当ラインを新設
平成23年 4月	相談係を再編（2係制⇒3係制）
平成24年 4月	子ども相談情報システム稼働（新システム）
平成25年 4月	くろさき少年支援室移転 八幡西区黒崎3-15-3（コムシティ地下一階）
平成26年 4月	相談係を再編（3係制⇒4係制）
平成27年 4月	子ども総合センターに児童虐待防止担当係長を1名増員、区役所子ども・家庭相談コーナーを所管する課長職に児童虐待防止担当課長を兼務
平成28年 8月	「被虐待児心の回復支援事業」開始
平成31年 3月	子ども家庭局青少年課青少年非行対策担当課長に児童虐待対策担当課長を兼務
令和 2年 3月	あだち少年支援室廃止
令和 2年 4月	家庭復帰支援係を新設
令和 3年 4月	養護相談担当課長を新設
令和 4年 4月	「かなだ少年支援室」「わかぞの少年支援室」「くろさき少年支援室」「あいおい少年支援室」を廃止し、適応指導教室の機能を教育委員会に移管、『かなだ教育支援室』『わかぞの教育支援室』『くろさき教育支援室』『あいおい教育支援室』と改める 児童虐待対策ラインを児童虐待対策係に変更 判定係を再編（1係制⇒2係制） 子ども相談情報システム更新（新システム構築）
令和 4年11月	親子のための相談 LINE の受付を開始

3 子ども総合センターの職員構成

(令和 5年4月25日現在)

総数 176名 [うち正規職員112名(含兼務16名)、会計年度職員61名、嘱託医2名、嘱託弁護士1名]

